

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 5 年 4 月 11 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

京都府危機管理センター（仮称）映像情報システム構築業務

(2) 業務の仕様等

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和 6 年 7 月 31 日まで

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府危機管理部 災害対策課（京都府庁第 1 号館 6 階）

電話番号（075）414-5619

(2) 入札説明書の交付の日時及び場所

令和 5 年 4 月 11 日（火）から令和 5 年 5 月 9 日（火）の正午まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。交付時間は午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。）

京都府危機管理部 災害対策課（京都府庁第 1 号館 6 階）

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の初日が属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ハ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(ヘ) 暴力団及び(ア)から(ホ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 次のア及びイの条件に該当する者

ア 平成25年度以降に、国、都道府県又は市町村の災害対策室システム（映像・情報システム）の構築業務及び防災情報システム（避難情報、避難所開設状況、被害情報等を収集し、上位システムへ情報配信するシステム）の構築業務を単独又は共同企業体の代表者として履行し、引き渡しを行った実績があること。

イ 平成25年度以降に、都道府県の防災行政通信ネットワーク（都道府県下を自営回線により接続し、情報共有するシステム）の構築業務を単独又

は共同企業体の代表者として履行し、引き渡しを行った実績があること。

## 5 資格審査の認定手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 申請書の交付期間等

#### ア 交付期間

2の(2)に同じ。

#### イ 交付場所

2の(1)に同じ。

#### ウ 交付方法

原則として、2の(2)の期間に、京都府ホームページ

(<https://www.pref.kyoto.jp/saigai/news/kikikanricenterkouchiku.html>)からダウンロードすること。

### (2) 申請書の受付期間 2の(2)に同じ。

### (3) 提出場所 2の(1)に同じ。

### (4) 提出方法

#### ア 持参により提出する場合

(2)期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

#### イ 郵送により提出する場合

書留郵便で受付期間内に必着のこと。なお、提出した書類に不備があり、受付期間内に是正されなかった場合は、申請を受け付けないので、留意すること。

### (5) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書

オ 印鑑証明書

カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

キ 4の(1)のエに該当しないことを証する書面

ク 4の(3)に該当することを証する書面

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について参加資格があると認定された者は、京都府危機管理センター（仮称）映像情報システム構築業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立す

る法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

#### 10 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に京都府危機管理センター（仮称）映像情報システム構築業務に係る業務を粗雑にし、又はこれらの業務の内容、数量等に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 11 入札手続等

### (1) 入札及び開札の日時並びに場所

#### ア 日時

令和5年5月24日（水）午後2時

#### イ 場所

京都府庁第1号館6階災害合同待機室

### (2) 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

#### ア 受領期限

令和5年5月23日（火）必着

#### イ 提出先

2の（1）に同じ。

#### ウ その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

### (3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

### (4) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

### (5) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状を持参しない代理人の行った入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、不明瞭である入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした

者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者  
又はその疑いのある者の行った入札

ク 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停  
止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の  
行った入札

ケ 開札の日時において有効な内訳書を提出することができていない者の  
行った入札

コ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った  
入札

サ その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者の行った入  
札

#### (7) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第  
145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行っ  
た者を落札者とする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行  
為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

#### (8) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (9) 契約書作成の要否

要する。

### 12 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の 100 分の  
5 以上の額を入札保証金として納付しなければならない。ただし、規則第 147  
条第 2 項に該当する場合は、免除する。

### 13 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金  
を落札者から徴収する。

### 14 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同  
時に納付しなければならない。ただし、規則第 159 条第 2 項に該当する場合  
は、契約保証金を免除する。

## 15 その他

- (1) 1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続き要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の失効を停止し、若しくは契約を解除することがある。

## 16 Summary

- (1) Main contents of contract  
Construction of video surveillance information system for Kyoto Prefectural Crisis Management Center (tentative name)
- (2) Deadline for submission of application documents for confirmation of qualification  
Tuesday, May 9, 2023
- (3) Deadline for bid submissions by post  
Tuesday, May 23, 2023
- (4) Time, date and location for bid submissions and bid opening  
Time: 2:00 pm  
Date: Wednesday, May 24, 2023  
Location: Joint waiting room, 6F, Building No.1 of the Kyoto Prefectural Government Main Office
- (5) Contact  
Disaster Preparedness Division, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-Nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku,  
Kyoto 602-8570 Japan  
TEL:(075) 414-5619